

## 千曲市食育推進計画（第3次）計画変更について

### 【理由】

現行の「千曲市食育推進計画（第3次）」（令和3～7年度）は、食育基本法第18条第1項に基づき策定し、令和7年度が最終年度となります。

そのため、本来ならば令和7年度に次期計画を策定するところですが、市の最上位計画である第三次千曲市総合計画の1年前に策定する計画年度となっていることから、次期千曲市総合計画との整合を図り策定作業を進めるため、下記のとおり計画を変更したい。

### 【計画変更の内容】

#### ①次期計画の期間

令和8～12年度の前定であったが、令和8年度に策定される次期千曲市総合計画（令和9～13年度）と整合を図り令和9～13年度としたい。

#### ②現行計画の延長

現行計画が終了する令和7年度末から令和8年度末まで1年間延長したい。

	令和（年度）												
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
国：食育推進基本計画 （計画期間：5年）	現行					次期							
県：長野県食育推進計画 （計画期間：5年）					現行					次期			
市：千曲市総合計画 （計画期間：5年）				現行				次期					
市：千曲市食育推進計画 （計画期間：5年）	現行					延長	②	①	次期				

### 【計画変更案】

○千曲市食育推進計画（第3次）の期間 …… 令和3年度～令和8年度（6年間）

○指標の目標値 目標年度 …………… 1年延長

# 千曲市食育推進計画(第3次)

令和3年3月

令和7年1月延長版

千曲市

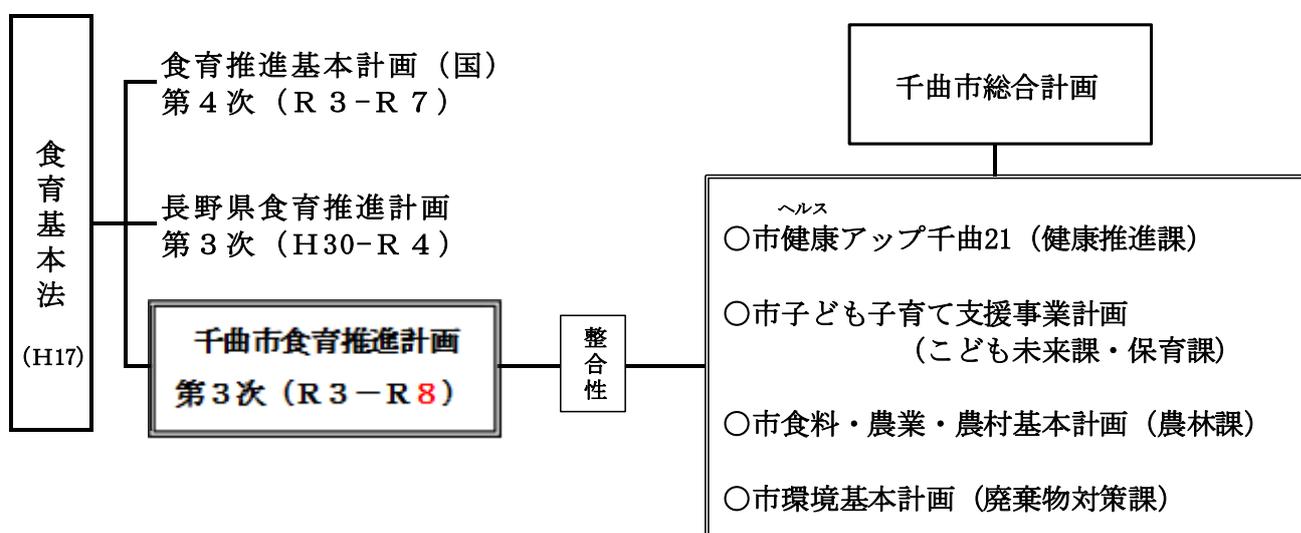
## 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> . . . . .	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
<b>第2章 食の現状と課題</b> . . . . .	<b>3</b>
1 市の概況	
(1) 食をめぐる環境（背景等）の変遷	
(2) 健康実態と食生活	
2 市民の健康状態	
(1) 千曲市のライフステージをとおした保健活動（R1年度）	
(2) 栄養状態	
(3) 健康診査の状況	
(4) 歯科検診の状況	
3 食生活の現状	
4 食品ロス	
<b>第3章 第2次計画の取組みと評価</b> . . . . .	<b>24</b>
1 取組みと評価（ライフステージ別）	
2 目標項目の評価	
<b>第4章 第3次計画の基本方針</b> . . . . .	<b>26</b>
1 基本理念	
2 基本目標	
3 基本目標を達成するための食育の取組み	
4 施策の展開	
5 食育の推進の指標等に関する事項	
<b>第5章 計画の推進</b> . . . . .	<b>40</b>
1 計画の推進	
《参考資料》	
・（国）第1回食育推進会議・食育推進評価専門委員会資料〈資料1.資料2〉	
・国の第4次計画の重点課題の考え方（推進する内容）と市の担当課等の整理〈資料3〉	
・食育基本法〈資料4〉	

## 2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として、市の食育に関する基本的な事項を定めるものです。

また、本計画は、国の「食育推進基本計画」、長野県の「長野県食育推進計画」及び「<sup>ヘルス</sup>健康アップ千曲 21 (第三次)」等の関連計画と整合性を図りながら、総合的かつ計画的に食育を推進していく行動計画です。



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。ただし、社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行います。



令和 3 年3月

令和 7 年 1 月延長版

発行 千曲市健康福祉部健康推進課

〒387-8511

千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

電話 026-273-1111(代)